

わが国の徒弟制に対する論評小史

田中 萬年

問題意識

- ・ 定時制高校の優秀なグループ
- ・ 短期課程学生の優秀さ
- ・ 欧米では“Apprenticeship”が今日でも生き、
国によっては学校制度と密接に関係
see 宗像元介「OECD 諸国における見習工養成について」、『職人と現代産業』技術と人間、1996
：右表
- ・ 「労働基準法」に「徒弟の弊害排除」の章
題 ← 何故規定され、今も生きている？

第 2 表 特定加盟諸国における義務教育修了者の進路（全修了者に対する比率）

国 名		全日制 普通教育	職業教育	見習工	就職又は失業 中	その他 及び不明	計
	1	2	3	4	5	6	7
オーストリア b	1976	14.8	24.3	53.5	7.4		100
ドイツ a	1976	47.8		46.2	2.7	3.3	100
スイス b	1975	17.0		55.0	28.0		100
オーストリア b	1975	24.0		15.0	61.0		100
イングランド・ ウェールズ b	1974	20.8		17.8	51.1	10.4	100
フィンランド b	1975		77.7	2.1	—	—	100
フランス b	1975	−33.3	31.2	12.5	23.0		100
アイルランド c	1975	26.0		10.0	59.0	5.0	100
デンマーク c	1973	65.0	3.0	15.0	15.0	2.0	100
オランダ b	1968/69	75.0		3.0	18.0	4.0	100
アメリカ d	1972	51.5	8.0	2.4	28.0 ^e	10.1	100
(参考) 日本	1975	90		0.6	5.3	4.1	100

..... ※

戸森麻衣子氏：『仕事と江戸時代』（2023）の著者

江戸時代の文書に「徒弟」の語は出てきません。「弟子」が一般的な用語だと思っています。

ヘボン：『和英語林集成』

3 版（明治 19 年）まで「徒弟」に"Apprentice"を当てず、全版とも"Disciples"、"followers" "Apprentice"は 2 版（明治 5 年）で"Nenki-mono"、"desi"とし、3 版に"nenkiboko"を加えていた。

大槻文彦、明治 24 年、『言海』：

「徒弟」＝「（門）徒弟ノ意」弟子。門人。」

「丁稚」＝「職人商人ノ弟子ノ称、幼少ヨリ、年季ヲ定メテ、且養ヒ、且教ヘ、且使役スルモノ。」

水上勉、1986、『金閣炎上』、新潮文庫：僧侶の弟子として徒弟を説明している。（臨濟宗）
曹洞宗宗務庁 1975『各種研修カリキュラム：徒弟・現職・寺族・檀信徒幹部研修会』

明治 19 年 東京商業学校付属商工徒弟講習所開設

同校は明治 23 年に東京工業学校付属職工徒弟学校に移管

1890（明治 23）年：ボワソナード（フランスのお雇い外国人）：（公布されながら施行されなかった「民法」の草案起草者）

「民法草案」：習業者の保護のため「徒弟契約」を規定 「坊主みたい」と批判

see 野原香織、2013・2014、「ボワソナードの雇傭契約論」、上・下、明治大学『法学研究論集第 39・40 号』。

1896(明治 29)年の「明治民法」草案の「習業契約」は削除 ⇒ 「工場法」に委ねた？
「習業契約」は"contrat d'apprentissage"

1894 (明治 27) 年「**徒弟学校規程**」:「小学校ニ附設スルコトヲ得」
貴村正、1972、『徒弟学校の研究』、職業訓練大学校調査研究部 (調査研究資料 no.3)

遠藤元男、『職人の歴史』(1956)、至文堂:親方から「**術を学ぶ者**」を「**徒弟**」と呼び、「**年季奉公**」制度を「**徒弟制度**」と名付けている。

1898、片山潜、「石川島造船場の**徒弟組織**」、『労働世界』14 号。
「徒弟(制度について)は…工場は少しも教育には注意せず…七年の長日月を経て…職工となる」

1898、片山潜、「**徒弟制度**の完備を図れよ」、『労働世界』17 号。
「労働者は一種の高尚なる技術者にして訓練を要す決して無教育を以て存在し得べき者に非ず**労働者の訓練を目的とする者は徒弟制度**なり」

1910、片山潜、「工場法案を評す」、『東洋経済新報』11 月 5 日
「工場法」の批判。

大正 3 年 7.19.岡村司(法学博士)「職工**徒弟教育**」『大阪朝日新聞』
大阪職工学校での講演:東京工業学校の附属**徒弟学校**を取調ての講演

手島精一(東京工業学校校長)、1908、「社会に於ける職工の地位」、社会政策学会編『工場法と労働問題』、同文館 p.284-5 (御茶の水書房復刻版)。

而して我国の**職工**なるもの性来特殊の人かと言へば、固より他の人と同様である、唯々不幸にして子供の時から、生計其他の関係上職工になつたと云ふので、其性質は往々今時の所謂紳士よりか更に立派な考を有つて居る者がある。……又私の知って居る**幼年の職工**が、亞米利加に行つて、其国の工場で百人以上の**徒弟**を使ふ所の工場に行つて、三箇年の年期を済まして、其終りに於て試験を受けたときに、其我国の少年が外国人の右に出でた、即ち**百人の中で第三番**の席を占めたと云ふやうな者があります、是則ち我国の**職工は生れながら劣等でない**、之を導く方法が悪かつたから不幸にして技術も進まないと云ふ結果と思ふのであります。

1916(大正 5)年「工場法施行令」

第 4 章 「徒弟」

第 28 条 工場ニ収容スル**徒弟**ハ左ノ各号ノ条件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 1 一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クルコト
- 2 一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト
- 3 品性ノ修養ニ関シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト

4 地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セラルルコト
第 29 条 工場主前条第 4 号ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 1 徒弟ノ員数
- 2 徒弟ノ年齢
- 3 指導者ノ資格
- 4 教習ノ事項及期間
- 5 就業ノ方法及 1 日ニ於ケル就業ノ時間
- 6 休日及休憩ニ関スル事項
- 7 品性修養ニ関スル監督ノ方法
- 8 給与ノ方法
- 9 第三十条ノ規定ニ依リ設クル規程
- 10 徒弟契約ノ条項

第 30 条 徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付 15 歳未満ノ者又ハ女子ニ関スル工場法ノ規定ニ準拠シテ危険ヲ避ケ及衛生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第 26 条及之ニ関スル罰則ハ徒弟ノ收容ニ之ヲ準用ス

第 31 条 地方長官ハ工業主ニ於テ第 28 条第 4 号ノ規程ニ遵ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル為必要ナル事項ヲ命シ又ハ第 28 条第 4 号ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第 32 条 第 28 条ノ条件ヲ具備セサル者ニ対シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用ヰルニ拘ラス職工ニ関スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第 28 条第 4 号ノ認可ヲ取消サレタルトキ従来ノ徒弟ニ付亦同シ

1917、岡実、「工場法令の施行に就いて」、「實地論と理想論の争であった。結局理想論が勝を占めて現行の徒弟制度が出来て居るのであります。」
社会政策学会編『官業及保護会社問題』、同文館 p.151。

1916-04-28 大正 5 年『京都日出新聞』

賃業者**職工徒弟**の[違約]処分問題：西陣機業家組合定款の改正を求む

1917（大正 6）年、臨時教育会議、徒弟学校については一言も論じず、実業教育の改革は不要と政府に答申した

1918（大正 7）年、文部省専門学務局 編『徒弟教育の要綱』

第十章 徒弟制度

職工同盟運動者の側に於ては未だ工業教育に関し明確なる政策を樹立せしを聞かず、大体の上より論ずる時は、従来彼等の間にも一種の猜疑心ありしが如し、即ち**徒弟制度**は人を廉価にて雇用するの方便と墮し去りたりとの疑ひこれなり、

1918-08-26（農商務当局談）徒弟制度必要：工業の発展には熟練労働者心要 『時事新報』
完全なる工業の発展を図るには熟練労働者の養成を必要とすべく之が為めには徒弟制度を設くる事最も要務なりとす

1918-08-29 徒弟制度の改善『報知新聞』

唯僅に工場法第十七条を以て職工の雇人、解雇、周旋の取締及**徒弟**に関する事項は勅令を以て定むる事となり、工場法施行の勅令に於て工場に収容する**徒弟**に関し申訳的規程を存するに過ぎず。

1919-06-14（大正 8 年）『東京朝日新聞』：**渋沢男爵**の談

工場法の保護を受けぬ多数の職工徒弟：閑却され易い待遇：小工場主も考えねばならぬ

1919-08-18 大阪市調査課「**徒弟状態調査**」

『国民新聞』

夜学校 31 校の生徒 1503 名の賃銀、読物、娯楽、年齢、宗教、住宅の調査：右表

昭和 8-9、遊佐敏彦（内務省大阪地方職業紹介事務局長）「**新徒弟制度**」

社会教育パンフレット 第 191 輯 新徒弟制度、社会教育協会、昭和 8-9

年 齢		賃 金	
9 歳	1	無報酬	168
10歳	34	仕著のみにて無報酬	24
11歳		日給30銭未満	92
12歳	285	30銭以上40銭未満	153
13歳	447	40銭以上50銭未満	59
14歳	302	50銭以上70銭未満	79
15歳	165	70銭以上	13
16歳	92	月額20銭以上30銭未満	710
17歳	35	30円以上	5
18歳	16	年額一円	1
19歳	6	年額五円	1
20歳	1	年額十円	1
21歳	3	不明	199
不明	8		

1922（大正 10）年、文部省は徒弟学校の問題や弊害の指摘もせずに**徒弟学校を廃止**

1936（昭和 11）、協調会、『徒弟制度と技術教育』は、わが国の徒弟制の仕事の修業の意義等についての解説はなく、むしろ「篤志の親方は夜間読み書き算盤修業を勉む」がほとんど成果が無いとして**批判的見解**で終わっている。

1937（昭和 12）、風早八十二、『日本社会政策史』、日本評論社は「幼年労働者」や熟練工養成問題を論じながら「**徒弟**」を忌避していた。同書は昭和 22 年にも再版された。

1937 『機械學會誌』特集：**熟練工**に関する諸問題、特に**徒弟養成**に就て

山口貫一（鉄道省工作局）・関口八重吉（東京工業大学）・清家正（電機工業学校）・伊藤昇（芝浦製作所）・福本稔（日立製作所）

1939 年、I L O「職業訓練に関する勧告」：『労働時報』に翻訳掲載

（a）に「職業訓練」の定義を、（b）に「技術教育及び職業教育」の定義を記し、（c）として次のように定義した。

（c）「**徒弟教育**」と称するのは、使用者が契約により年少者を雇用すること、並びに予め定められた期間及び徒弟が使用者の業務において労働する義務ある期間、職業のため組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約束する制度を言う。

1939（昭和 14）年「工場事業場技能者養成令」

..... ※

1946. 7. 29. GHQ「労働諮問委員会最終報告書」

封建時代のヨーロッパの制度と同様に、この初期の制度では、親方と**徒弟**の間に強い家父長的関係が存在した

親方＝徒弟関係はしばしば児童労働の搾取へと発展していった。

手工業制生産様式に代る工場制の発展につれて、**親方＝徒弟関係**は、しばしば児童労働の搾取以外のなにものでもないものへと発展していった。

徒弟に対する適切な法的保護はまったく欠けている。

竹前栄治、1970、『アメリカ対日労働政策の研究』、日本評論社。

GHQ「労働課便覧」(GHQ職員のマニュアル)

"Apprenticeship"について「規程や基準を整備すべし」と指針を記していた

昭和 21. 6. 27. : <三井村元調査>「徒弟制度について」、国立公文書館蔵。

「工場法適用工場に於ては、**徒弟制は殆んど存続してゐない**」

「常時 15 人以上ノ職工ヲ使用スルモノ」(明治 44 年「工場法」)

1946 (昭和 21) 年 7 月 15 日に労働保護課は、全国 279 の事業主、649 の労働組合に質問

「9、**徒弟制度**は我国産業の再建に必要があるかどうか」

「徒弟制度を必要とせざるもの事業主側 65 件、労働者側 58 件、

必要とするもの事業主側 41 件、労働者側 19 件

徒弟制度は禁止するがそれに代って技能養成に関する規定を設けることを主張するもの (12 件) がある。」としている。『労働行政史第 2 巻』

19 日、労働保護課は 16 の在京労組代表より、20 日に 16 の在京事業主代表より労働保護に関して意見を聴取した。「徒弟」に関して次の労働組合、また、事業主の意見

在京労働組合の意見	在京使用者の意見
(イ) 徒弟制度は直ちに廃止すべきである。きわめて封建的非民主的存在である。	徒弟は今後の日本の産業形態から是非必要である。徒弟制度に伴ふ弊害一時間の問題一は更めて考慮しなければならない。
(ロ) 徒弟は廃止すべきで、害あって利がない。職工学校の如きものを作って技術性及体位の向上に資すべきである。兵役制度のない今日、年少者の心身鍛練の機会を作ってやり、年少者の重筋労働は禁止すべきだ。十六歳の保護年齢は低い。	徒弟酷使の面は人道上の問題からも監督の強化が必要だ。

(1949 年頃公開)、GHQ "Labor Division Manual"、『戦後財政史資料(英文)雑資料 経済科学局労働課便覧』、国立公文書館蔵。

"Apprenticeship"は「労働基準」の節で規程や基準を整備すべしと簡単に記した。

「**徒弟の弊害排除**」の「労働基準法」への設定

1973、木村力雄、『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について(資料)』、職業訓練大学校調査研究資料No. 8。(次ページ参照)

「徒弟の弊害排除」設定の経過

年月日	「労働基準法」案	会 議	章タイトル	条タイトル
昭和21年 4月24日	労働保護法案要綱 (第2次読会原稿)	労働保護課	(徒弟の作業の種類、 契約の期間、賃金及労働時間其の他に付命令 の定むる所に依り行政 庁の認可を受くべし)	(事業主は技能の習得 に関係なき作業に従事 せしめることを得ず)
5月10～ 13日	労働保護法草案 (第2次読会)	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の 制限
5月13日	労働保護法案 (第4次案)	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の 制限
7月26日	労働基準法草案 (第5次案)	労務法制審議委員会第 1回小委員会	第7章 徒弟	§ 67 徒弟使用者の 制限
8月6日	労働基準法草案 (第6次案)	労務法制審議委員会第 5回小委員会	第7章 徒弟制度	§ 67 所謂徒弟の禁止
11月20日	労働基準法草案 (第7次案)	労務法制審議委員会第 10回小委員会	第7章 技能者の養成	§ 66 徒弟の禁止
12月24日	労働基準法草案 (第10次案)	労務法制審議委員会答 申	第7章 技能者の養成	§ 68 徒弟の禁止
昭和22年 2月22日	労働基準法案 (第12次案)	閣 議	第7章 技能者の養成	第68条 徒弟の弊害 排除
4月7日	(公布)		第7章 技能者の養成	第69条 徒弟の弊害 排除

出典：木村力雄(1973)より作成

昭和 22 年 4 月 7 日「労働基準法」

第七章 技能者の養成

(徒弟の弊害排除)

第 69 条 使用者は、徒弟、見習、養成工その他何等の名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

(技能者の養成)

第 70 条 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規程は、命令で定める。

前項の規程に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第 14 条の契約期間、第 24 条の賃金の支払、第 31 条の最低賃金並びに第 49 条及び第 63 条の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができる。

第 71 条 使用者は、前条の規定に基いて発する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規程による認可に基いて労働者を雇い入れた場合においては、行政官庁に届け出て、技能を習得する者であることの証明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。

第 72 条 前二条の規定の適用を受ける未成年者については、第 39 条第一項の規定による年次有給休暇として、12 労働日を与えなければならない。

第 73 条 第 70 条及び第 71 条の規定の適用をうける労働者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の条件に反した場合においては、行政官庁は、第 71 条の認可を取消することができる。

第74条 第70条の規定に基づいて発する命令は、技能者養成委員会に諮問してこれを定める。

技能者養成委員会の委員は、関係ある労働者を代表する者、関係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各と同数を委嘱する。

前二項に定めるものの外、技能者養成委員会に関し必要な事項は、命令で定める。

1947（昭和 22 年 10 月 31 日）、「**技能者養成規程**」

第 1 条 労働基準法（以下法という。）第 70 条の規定による特定の技能者の養成は、この命令の定めるところによる。

第 2 条 この命令で技能習得者とは、労働大臣が別表第一に指定する技能を習得する者で、法第 71 条第一項の規定による認可に基づいて使用される者をいう。

第 3 条 この命令で養成契約とは、使用者が技能習得者に系統的技能訓練を与えることを約し、技能習得者がこれに対し、約定の条件に従って労働に服することを約する労働契約をいう。

1948（昭和 23）、労働基準局総務課「技能者養成規程制定に関する件」、国立公文書館蔵。

「技能者養成規程」の翻訳資料を"**Apprenticeship Ordinance**"と記していた

1948、末弘厳太郎、『労働法のはなし』、一洋社。

技能者養成は「**新徒弟制度と呼ばれるべき**」と解説した。

1948.2.28. 教育刷新委員会第 13 回建議「労働者の社会教育」

「三、労働者のための**技能者養成所、見習工教習所**、組合学校等の教育施設に対しても、…、大学へ進みうるために、単位制クレジットを与える措置を講ずること。…五、文部、労働両省は相互の了解と…協力をすすめる責任において…遂行する」と建議した。

佐々木輝雄、1987、『学校の職業教育－中等教育を中心に－』、多摩出版。

1948（昭和 23 年 6 月 30 日）「教習事項」の告示：教科目の時間＝35 時間の倍数 ⇔ ？

（⇒労働省の喜び？＝早とちり？：建議を文部省は無視） 基準の時間は？ ↑

1952、外務省、次官会議にてにおける「国際労働機関主催アジア地域における公務員の**職業訓練講習会**に関する説明」。

I L O のパンフレットのタイトルは

"REPORT ON THE ASIAN WORKING PARTY ON APPRENTICESHIP European Study Tour, 1952" 国立公文書館蔵。

1958 佐藤守「徒弟制教育について」：日本教育学会大会研究発表要項

「単に技能者養成の美名にかくれて従来の徒弟制度のまゝの搾取と酷使が現実に行われている」事例を多くみることができる。」

1958、渋谷直蔵、『職業訓練法の解説』、労働法令協会。

いうまでもなく徒弟制度は、徒弟と称する年少者が一定の指導者、親方のもとで労務に服しながら技能を習得する制度であって、徒弟が一定の年期をつとめあげると、一人前の職人となり、それがやがて親方となって徒弟を養成することとなるわけであるが、教育をするようになる家族制度が社会組織の基盤をなし、職業が世襲的なものであった時代においては、職業・技能の伝授を受けるためには、家族の構成員としての取扱を受ける必要があったわけで、双方と徒弟の関係は、「親」「弟」という文字が示すように封建的な身分的主従関係を基調としたもので、親方は、単に技能を教え、使役するのみにとどまらず、徒弟を準家族として待遇し、その一身上の問題にも関与し、躰教育ないしは社会的訓練を加え、一人立ちの職人となった後までもこのような主従的關係が持続し、徒弟もまた親方に対して単に労務に服するというだけでなく、主又は親に対するように仕え、一定の年期を勤めあげた後、親方に対する感謝の意を表するためのいわゆるお礼奉公を行い、一生その恩義を忘れてはならないものとされたものである。

1962、佐藤守外、『徒弟教育の研究』、お茶の水書房。

「徒弟教育」の概念は、いろいろの意味に理解されている。先ず第一にそれは、年季徒弟奉公における教育形態をさす場合が考えられる。

徒弟奉公は、典型的には江戸時代の「株仲間」のなかにみられる。それは年少より数年間の年季を契約して親方の家に住込み、家族の一員として、家事労働と親方の仕事を手伝いながら、同時にその職業技術を習得し、人格的教育をもうけるという、労働と教育機能との未分化な状態をさしている。

第Ⅰ編 徒弟学校の成立とその変質過程

第Ⅱ編 明治以降における漆器業の変動と徒弟制

1970、隅谷三喜男編著、『日本職業訓練発展史』《上》、日本労働協会は徳川期の徒弟制を論じているが、遠藤元男『職人の歴史』、からの転用

1981、今井宏・朝倉文市、『イギリスⅡ その人々の歴史』、帝国書院。 今井・朝倉は世界の教科書から学ぶとして、R.J.Coots の"masters trained … 'the art and mystery' of the craft"の部分を「親方は、手工業者の『技術と商い』を教えた」と誤訳。

R J Coots, The Middle Ages, 1972, London, LONGMAN GROUP LIMITED.(12-13 歳用)

1996.9.4.『「徒弟制度」やはり必要?』、『朝日新聞』

(マツダの「卓越技能者養成コース」のこと)

田中萬年「マツダにおけるテクニシャン養成と熟練工の再教育」

2000、山崎昌甫監『人材活用と企業内教育』、日本経済評論社

2006、田中萬年、『徒弟制度は人材育成の基本である』、全建総連ハンドブック<34>。

2007、平沼高・佐々木英一・田中萬年編著、『熟練工養成の国際比較－先進工業国における現代の徒弟制度』、ミネルヴァ書房。

第五章 日本の徒弟制度

- 1 戦後の法整備の矛盾と課題 : 田中萬年
- 2 重工業の熟練工養成－自動車部品メーカーの「徒弟制度」を中心に－
- 3 共同職業訓練による技能者養成－小規模事業所の徒弟制度－

2015、田中萬年、「わが国における徒弟法制化の課題」、名古屋大学『技術教育学の探求』第12号。

2019年時点のわが国の高校の歴史教科書の実情

近現代史を扱う高校用「A」編を発行している5社7種とも徒弟制度についての全く触れていない。

通史を整理した高校用「B」編を発行している5社8種のうち2社2種の教科書が徒弟制度に触れているが、M社編では「親方や主人に無給で奉公し」と記し、S社編では「上下の身分関係が強かった」と封建的な雇用関係の悪弊のみを批判的に取り上げ、

技術・技能の伝承の意義については触れていない。

専門（職業）高校ではA編が使用されている。

大学に進学する者はB編で学ぶ ⇒(徒弟制度は封建的なものと認識 ⇒ 教師に)

2019、田中萬年、「徒弟制度再考－修業の意義と日本の教育観による忌避－」、明治大学『経営論集』第66巻第1号。

2025.1.10(金) 瀬木比呂志(明治大学教授・元裁判官)：日本の裁判官の質が低下している原因は「徒弟制」にあった…若手判事補の日常教育に潜む問題点に迫る、『現代ビジネス』：<https://news.yahoo.co.jp/articles/1c8bf0c78f9537cb680b7445defa84ce7a4f965b?page=1>

2025.1.17.

公開

